

平成29年第1回区議会定例会提出議案

第1 条例

1 目黒区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律の施行に伴い、大規模な非住宅建築物を新築等する場合に義務付けられた「建築物エネルギー消費性能適合性判定」に係る手数料等を追加する。

(例) 工場等 (2, 000㎡以上5, 000㎡未満) 1件 80, 400円

(2) 施行期日

平成29年4月1日

(3) 参考

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号)

公布 平成27年7月8日 施行 平成29年4月1日等

2 目黒区特定個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) が改正されることに伴い、次のとおり改正を行う。

ア 目黒区特定個人情報の保護に関する条例の一部改正 (第1条)

引用する条番号のずれに係る規定整備を行う。

イ 目黒区特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 (第2条)

情報提供等記録を訂正した場合の通知の相手先に、条例事務関係情報提供者及び条例事務関係情報照会者を加える。

(2) 施行期日

ア 平成29年5月30日

イ 公布の日

(3) 参考

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律 (平成27年法律第65号)

公布 平成27年9月9日 施行 平成29年5月30日等

3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

4 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 下記(3)の法律の施行等に伴い、次のとおり改正を行う。

(7) 配偶者や親等の介護を行う職員が、介護をするために請求した場合には、原則として超過勤務を制限する制度等を設ける。

(イ) 介護のため、一日の勤務時間の一部について勤務しないことができる「介護時間」の制度を設ける。

イ 1月60時間を超える超過勤務を行った場合に、割増分の給与の支給に代えて、代休時間を取得できる「超勤代休時間」の制度を設ける。

(2) 施行期日

ア 公布の日

イ 平成29年4月1日

(3) 参考

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）

公布 平成28年12月2日 施行 平成29年1月1日

5 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

上記3・4(3)の法律の施行等に伴い、次のとおり改正を行う。

ア 法の改正により育児休業等の対象となる子の範囲が拡大され、特別養子縁組の監護期間中の子等も対象となったことに伴い、これらに準じて育児休業等を取得できる子を次のとおり定める。

・実親等の同意が得られなかったため、養子縁組里親ではなく、やむなく養育里親として委託された子

イ 非常勤職員に係る育児休業の取得要件のうち、雇用継続の見込みについて、「2歳まで」を「1歳6か月まで」に緩和する。

(2) 施行期日

公布の日

6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

7 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

上記3・4(1)イのとおり、超勤代休時間制度を導入することに伴い、超勤代休時間により勤務しなかった場合に、当該相当する部分の時間外勤務手当を減額する等の規定を定める。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

8 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

上記3・4(1)イのとおり、超勤代休時間制度を導入することに伴い、給与を受けなが

ら職員団体のためその業務等を行うことができる場合に、超勤代休時間を取得した場合は加える規定の整備を行う。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

9 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

1度に限り延長を認めていた配偶者同行休業について、配偶者の外国での勤務が引き続くこととなり、延長申請の際に確定していなかった場合に、再延長をすることができることとする改正を行う。

(2) 施行期日

公布の日

10 目黒区立高齢者在宅サービスセンター条例を廃止する条例

(1) 内容

目黒区立高齢者在宅サービスセンターを廃止する。

(2) 施行期日

規則で定める日

11 目黒区立在宅介護支援センター条例を廃止する条例

(1) 内容

目黒区立在宅介護支援センターを廃止する。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

12 目黒区立在宅ケア多機能センター条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

在宅ケア多機能センターを増設する。

増設する施設の名称	位置
目黒区立東が丘在宅ケア多機能センター	東京都目黒区東が丘一丁目6番4号

(2) 施行期日

規則で定める日

13 目黒区立高齢者福祉住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

廃止した従前居住者用住宅を、目黒区立コーポ目黒本町の住戸として増設する。

単身用9 → 単身用11

(2) 施行期日

平成29年4月1日

14 目黒区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

心身障害者福祉手当の支給要件を緩和し、20歳未満の者も対象とする。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

15 目黒区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 高齢者福祉住宅に転用するため、次の従前居住者用住宅を廃止する。

廃止する施設の名称	位置	戸数
目黒区立コーポ目黒本町	東京都目黒区目黒本町五丁目33番1号	単身用 2

イ 従前居住者用住宅の入居の対象となる整備事業を拡大し、不燃化推進特定整備事業等を加える。

ウ 使用者の資格要件について、賃借人であることを要しないこととする等の緩和を行う。

エ 使用者が死亡した場合等の使用権の承継について、配偶者又は3親等内の親族に認めることとする。

(2) 施行期日

公布の日

16 目黒区立区民住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

借上げの期間が満了することに伴い、次の区民住宅を廃止する。

ア 目黒区立ヒルズ大橋

廃止する施設の名称	位置	種別
目黒区立ヒルズ大橋	東京都目黒区大橋二丁目8番5号	一般用住宅 借上げ

イ 目黒区立グランシャリオ洗足

廃止する施設の名称	位置	種別
目黒区立グランシャリオ洗足	東京都目黒区原町二丁目5番2号	一般用住宅 借上げ

ウ 目黒区立チェリーブロッサムコート目黒

廃止する施設の名称	位置	種別
目黒区立チェリーブロッサムコート目黒	東京都目黒区原町二丁目17番7号	一般用住宅 借上げ

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア 平成29年5月10日

イ 上記(1)イ及びウ 平成29年6月16日

17 目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び目黒区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、引用する条の項番号が削除されることに伴う規定の整備を行う。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

(3) 参考

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）

公布 平成28年6月3日 施行 平成29年4月1日

18 目黒区いじめ防止対策推進条例

(1) 制定内容

児童等に対するいじめの防止等のための対策に関し、その基本理念を定め、区、学校等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本的事項を定める。

ア 児童等が安心して生活し、学ぶことができる環境を整備するため、区、学校、保護者、区民等及び関係機関の責務を定める。

イ いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、区及び学校において基本方針を定める。

ウ 区は、いじめの防止等に関係する機関の連携を図るため、目黒区いじめ問題対策連絡協議会を置く。

エ 教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会を置く。

オ 区長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、区長の附属機関として、目黒区いじめ問題再調査委員会を置くことができる。

カ 区は、区立学校以外の学校等に対して、いじめの防止等への協力を求めることができる。

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア、イ及びカ 平成29年4月1日

イ 上記(1)ウからオまで 平成29年7月1日

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206